

# 東京家庭裁判所委員会報告

## ～家裁70周年その歴史と理念～

東京家庭裁判所委員会委員 当会会員 大竹 寿幸(57期) ●Toshiyuki Otake

2019年2月22日に開催された家庭裁判所委員会は、NHK解説委員の清永聡氏をお招きしてご講演いただきました。今回の講演内容は家裁の歴史を全く知らなかった私にとって極めて興味深いものでした。そこで講演の元ネタである清永氏の著書「家庭裁判所物語」を読ませていただきました。

戦争直後で住居・食料が不足していた当時、日本への引揚者は600万人を超え、戦争で両親をなくした戦争孤児は12万人もいたのですが、保護施設は1万5000人分しかないため、多くの児童が浮浪児となり、街のいたるところで野良犬のように横たわっていたそうです。これに対し政府は浮浪児の保護取締を徹底しようとしたのですが、施設に保護されても定員の3倍もの児童が押し込まれたため脱走児童が多く、戦争孤児のおかれた状況はまさに現代のホームレスと同じ状況でした。

宇田川潤四郎は、妻と3人の子どもと一緒に満州から引き揚げてきて、このような日本の児童の状況を目の当たりにしたのです。

家裁の前身は、地裁支部としての家事審判所がありましたが、最大の東京家事審判所でさえ東弁の講堂を借りざるを得ない状況で、少年審判所は司法省管轄の行政機関であるうえ、少年事件の扱いはまず検察官が判断することとされていました。ところがGHQが家事審判所と少年審判所を一緒にした独立の裁判所を設けるようにと指示したのが家裁誕生の直接の契機でした。

宇田川潤四郎は、引揚後しばらく後に京都少年審判所の所長に就任し、施設も人手も不足している中、自ら大学に足を運び、学生に呼びかけて、児童の相談にのってもらい、非行防止の指導（保護観察）をしてもらうBBS運動（Big Brothers and Sisters Movement）をスタートさせました。また、京都に少年保護施設を作るために敷地を自ら探し、宇治少年院を開設しています。そのバイタリティーあふれる人柄とリーダーシップが評価され、1949（昭和24）年1月1日の東京家裁誕生とともに、

最高裁家庭局長に就任し、調査官制度の創設、学者を含めた研究会の開催など、家裁運営の様々な施策を進めていきました。「家庭に光を 少年に愛を」という標語も決まり、これは掛け軸にされしばらく家庭局長室に飾られていたそうです。

清永氏が「家庭裁判所物語」を執筆することになったきっかけは、2000年代に4回にわたって大きな見直しが行われた少年法改正でした。同氏は、当時司法クラブの裁判所を担当していた際、相次ぐ少年法改正により少年法の理念が失われるのではないかと疑念が生じ、親しくなった裁判官に疑念をぶつけました。するとその普段は穏やかな裁判官が語気を強めこう答えたそうです。

「少年審判を行う現場は、多少法律が改正されても、少年の立ち直りと健全な育成を忘れていない。もしも、教育的機能が少年審判から全て失われたならば、家庭裁判所が存在する意味はない。そして家庭裁判所の人々は打たれ強くしたたかだ。」

清永氏はこの言葉に示されるヒューマニズムが根底に流れる司法機関がどのように生まれたのかを知りたいと考えたのです。「東京家庭裁判所物語」の中では、1965（昭和40）年の少年法改正（適用年齢引下げ）の議論が紹介されています。首相が少年法改正に言及し、法務省が改正を推し進めようとするのに対し、最高裁が改正案に反対した様子を記載したくんだりまるでドラマを見ているようでした。

紙面の都合上、講演及び書籍の内容をすべてご紹介することはできませんので、是非「家庭裁判所物語」をお読みいただきたいと思います。おすすめです。

次回は、2019年7月12日、テーマは「外国人の家事事件」です。 品

※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号03-3581-2259）までご連絡ください。